

4

木造住宅の取壊し費を補助します

西尾市

平成 29 年度版

西尾市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の取壊しを実施する方に対して、**取壊し費**の補助を行っています。

対象となる建築物は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で
西尾市が実施する**無料耐震診断**の結果
判定値が0.7未満と判定された住宅

一戸建てのほか、長屋、共同住宅も対象となります。
併用住宅は1/2以上が住宅の場合に限ります。

対象となる工事は？

『判定値が0.7未満』で延床面積30平方メートル以上の対象建築物1棟を、
適正に分別解体、再資源化等を実施する取壊し工事

補助金の額は？

税金等の支払い、その他市民としての義務を履行されていることが条件です。

- 1の敷地内で2以上の耐震改修等を行う場合は、いずれかについてのみ補助の対象となります。
- 取壊しに要する費用（見積り金額）に対して、1戸につき20万円が限度です。

補助の流れは？

取壊しの前に

- 1 補助金交付申請書
- 2 耐震診断結果報告書（写し）
- 3 案内図
- 4 取壊し前の写真：2面
- 5 取壊し業者の解体工事登録証
又は 建設業許可の写し
- 6 工事見積書（写し可）
- 7 納税証明書（完納）

工事着手

補助金交付決定の通知前に契約し取壊しをした場合は補助金の交付が受けられません。

取壊しが終わったら

- 1 完了実績報告書
- 2 工事契約書（写し）
- 3 取壊し後の写真：2面
- 4 領収書 又は 請求書（写し）
- 5 補助金支払請求書

お問い合わせ先

西尾市役所 建築課

電話 0563-65-2381

補助申請の流れ

● 交付申請書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は取壊し工事の契約者と同一人物であること 工事は <u>平成30年3月1日までに完了</u> すること
2 耐震診断結果報告書の写し	「表紙、第1面から第5面、平面図、建物全景写真」の写し（原本の添付は不可）
3 案内図	住宅地図やインターネットの地図などで、施工場所の位置がわかるもの
4 取壊し前の写真（2面）	「2耐震診断結果報告書」の写しとは別で必要 取壊す建物の全景を、申請直前に撮影したもの （デジカメで撮影し、プリントアウトしたもので可）
5 取壊し業者の解体工事登録証 又は 建設業許可の写し	工事の契約を行う元請業者のもの
6 取壊し工事見積書（写し可）	申請者への宛名であること その他工事がある場合は、取壊し工事と分けてあること 施工業者の押印があるもの 値引きがある場合は諸経費の額以内であること
7 納税証明書（完納）	西尾市役所2階の収納課にて取得（200円/枚） 6ヶ月以内に取得したもの

● 交付決定通知書の送付

補助金交付決定通知を、申請者に約1週間で送付します。

取壊し施工業者と契約を結び、工事に着手してください。

※ 交付決定日以前に工事に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。

※ 交付決定日以前に契約を結んだ場合は、補助金の交付が受けられません。

● 完了実績報告書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 完了実績報告書（様式第6）	<u>平成30年3月1日までに提出</u> すること 「4経費」「6耐震改修等完了の確認」欄は記入しない
2 工事契約書の写し	契約日は交付決定日以降であること 契約金額が申請書に添付した見積書と異なる場合は、変更後の見積書を添付すること
3 取壊し後の写真（2面）	申請書に添付した取壊し前の写真と同方向にて撮影
4 領収書 又は 請求書の写し	施工業者の押印のあること
5 補助金支払請求書（様式第8）	振込先の口座名義は、申請者と同一人物であること

※ 使用する印鑑は、補助金交付申請書で使用したものと同じものであること

● 額確定通知書の送付、補助金の振込み

補助金額確定通知を申請者に送付します。約1ヶ月で補助金が振り込まれます。